

制度改正 情報

中小企業診断士 2026年度版 最速合格のための第1次試験過去問題集 7 中小企業経営・中小企業政策

11911

本書において下記のとおり、制度改正による変更箇所がございます。
恐れ入りますが、ご確認のうえ、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

TAC 出版

教材／ページ・行	改正前	改正後
P18～19 令和7年度第22問 (設問1・2)	※「参考問題」としてください。ものづくり補助金は、中小企業新事業進出促進事業（補助金）と統合されました。	
P54～55 令和7年度第22問 (設問1・2)の解説	※全文を削除してください。ものづくり補助金は、中小企業新事業進出促進事業（補助金）と統合されました。	
P57 令和7年度第24問の解説 14～16行目	・教育訓練費増加要件：以下の要件を満たせば、税額控除が上乗せされる 教育訓練費が前年度比で5%以上増加＋適用事業年度の教育訓練費の額が適用事業年度の雇用者給与等支給額の0.05%以上 ⇒+10%税額控除※	※全文を削除してください。教育訓練費に係る上乗せ措置は廃止されました。
P57 令和7年度第24問の解説 21行目	※すべての要件を満たす場合、控除率は45%となる。～	※すべての要件を満たす場合、控除率は35%となる。～
P58 令和7年度第24問(設問2)の解説 11～12行目	なお、上記に加え、教育訓練費増加要件を満たしている場合には、税額控除率が10%上乗せとなる。	※全文を削除してください。教育訓練費に係る上乗せ措置は廃止されました。なお、子育てとの両立支援・女性活躍支援要件は存続しています。
P90 令和6年度第24問(設問2)	※「参考問題」としてください。制度改正により、空欄Dに入る用語がなくなりました。	
P126 令和6年度第24問(設問2)の解説	※全文を削除してください。制度改正により、空欄Dに入る用語がなくなりました。	
P206 令和4年度第19問	※「参考問題」としてください。教育訓練費に係る上乗せ措置は廃止されました。	
P239 令和4年度第19問の解説	※全文を削除してください。教育訓練費に係る上乗せ措置は廃止されました。	
P271 令和3年度第27問(設問1)	※「参考問題」としてください。制度改正により、取得価額が40万円未満の減価償却資産が対象になりました。	
P306 令和3年度第27問の解説3行目	取得価額が30万円未満の減価償却資産を～	取得価額が40万円未満の減価償却資産を～
P306 令和3年度第27問の解説4～5行目	～（令和8年3月31日までの時限措置。ただし、2年間の延長要望が出されている）である。	～（令和11年3月31日までの時限措置）である。
P306 令和3年度第27問(設問1)の解説	※全文を削除してください。制度改正により、取得価額が40万円未満の減価償却資産が対象になりました。	

以上